

設置の趣旨等を記載した書類 (山梨学院大学 健康栄養学部 管理栄養学科)

I 設置の趣旨及び必要性

(1) 学校法人山梨学院の理念と沿革及び地域貢献

① 学校法人山梨学院の理念と沿革

学校法人山梨学院は、昭和 21 年（1946 年）6 月、第二次世界大戦により焼土と化した甲府の地に、祖国再建を願って創立された学園である。本法人創設者は、祖国再建のためには国民の食生活と健康を支える人材養成が必要不可欠であると考え、「智と情と勇気をそなえ、実践を貴んで、社会に貢献する人間を育成する」という理念のもと、山梨実践女子高等学院 家政科を創設した。その後、昭和 26 年（1951 年）には、食と健康の専門職である栄養士の養成を目指して、山梨学院短期大学栄養科（後に食物栄養科と改名）を設置した。以降、地域の食と健康を担う多くの人材が輩出し、現在に至っている。

昭和 28 年（1953 年）には、山梨学院大学の前身となる短期大学 法経科を、昭和 34 年（1959 年）には保母養成施設を設置した。山梨学院の黎明期に方向付けられたこうした「栄養」「保育」「法律・経済」分野での社会貢献という流れが、現在の本学の学部体制（法学部、現代ビジネス学部、経営情報学部）、短期大学の学科体制（食物栄養科、保育科）に発展した。さらに、高度な専門性を有し、社会において各分野での指導的役割を果たす人材の育成を目的として、平成 7 年、大学院公共政策研究科（後に社会科学研究科と名称変更）、平成 16 年、大学院法務研究科（法科大学院）を、また、短期大学においては平成 14 年、大学評価・学位授与機構認定の 2 年制専攻科（食物栄養専攻、保育専攻）を設置した（表 1、表 2）。

本大学の教育目標は、

- 自律と寛容の精神を備えた、個性豊かな人間の育成
- 広い教養と深い専門の知識をもち、実践力のある逞しい人間の育成
- 自己実現を目指しつつ、地域社会・国家及び国際社会に貢献できる人間の育成である。

建学の精神から導き出されたこの目標を達成すべく、豊かな人間性を土台としながら、広い教養と深い知識を体得し、社会に貢献する人間の育成に努めてきている。

表 1 山梨学院の沿革

昭和	21 年（1946 年） 6 月	山梨実践女子高等学院 創立
	23 年（1948 年） 4 月	山梨高等学院 栄養科（栄養士養成施設）設置
	25 年（1950 年） 4 月	山梨学院附属幼稚園 設置
	26 年（1951 年） 4 月	山梨学院短期大学 栄養科 設置 (後に食物栄養科と改名)
	28 年（1953 年） 4 月	山梨学院短期大学 法経科（大学の前身）設置
	31 年（1956 年） 4 月	山梨学院短期大学 附属高等学校普通科 設置

	34年(1959年)	4月	山梨学院 保育科(保育養成施設) 設置
	37年(1962年)	4月	山梨学院大学 法学部法学科 設置
	40年(1965年)	4月	山梨学院大学 商学部商学科 設置 (平成18年4月に現代ビジネス学部現代ビジネス学科と名称変更)
	42年(1967年)	4月	山梨学院短期大学 保育科 設置
	62年(1987年)	4月	山梨学院大学 商学部経営情報学科 設置
	62年(1987年)	4月	山梨学院短期大学 専攻科保育専攻 設置
平成	3年(1991年)	4月	山梨学院大学法学部行政学科 設置 (平成13年4月に政治行政学科と名称変更)
	3年(1991年)	4月	山梨学院短期大学 経営学科 設置 (平成18年4月に募集停止)
	6年(1994年)	4月	山梨学院大学 経営情報学部経営情報学科 設置
	7年(1995年)	4月	山梨学院大学大学院 公共政策研究科 設置 (平成13年4月に社会科学研究科と名称変更)
	8年(1996年)	4月	山梨学院大学附属中学校 設置
	14年(2002年)	4月	山梨学院短期大学 専攻科食物栄養専攻 設置 山梨学院短期大学 専攻科保育専攻 設置 (大学評価・学位授与機構 認定)
	16年(2004年)	4月	山梨学院大学大学院 法務研究科(法科大学院) 設置
	16年(2004年)	4月	山梨学院大学附属小学校 設置

表2 設置学校の現状

(在籍者数は平成21年5月1日現在)

	学部・学科	入学定員	収容定員	在籍者数
山梨学院大学大学院	社会科学研究科	20名	40名	51名
	法務研究科	40名	80名	85名
山梨学院大学	法学部法学科	250名	1,000名	1,178名
	法学部政治行政学科	170名	680名	854名
	現代ビジネス学部 ^{※1}	200名	800名	925名
	経営情報学部	200名	800名	912名
山梨学院短期大学	食物栄養科	150名	300名	285名
	保育科	150名	300名	333名
	専攻科 食物栄養専攻	15名	30名	20名
	専攻科 保育専攻	15名	30名	20名
山梨学院大学附属高等学校	普通科(進学・特進コース)	240名	720名	806名
	英語科	40名	120名	94名
山梨学院大学附属中学校	—	96名	288名	294名

山梨学院大学附属小学校	—	60名	360名	377名
山梨学院大学附属幼稚園	—	※2	400名	322名

※1 平成19年度から名称変更、4年生は商学部

※2 年齢により入学定員が異なるため収容定員を記載

② 学校法人山梨学院の地域貢献

学校法人山梨学院は、「地域文化の創造拠点」を学園づくりの目標に掲げ、地域と連携した生涯学習事業の展開を通して、新たな文化創成に繋がる地域貢献を重ねてきた。平成5年には、地域社会に開かれた高等教育機関としての大学への期待・役割に応えるため、山梨学院生涯学習センターを創設し、教育・研究・文化・福祉の創造と、学習拠点づくりに積極的に取り組んでいる。本学の教育資源を活用し、生涯学習活動のあり方についての研究の推進、市民の多様な学習意欲に応えるための様々な公開講座の実施等、積極的な事業展開を図っている。平成20年度は特に「学生と市民がともに学ぶ場の積極的創出による生涯学習の推進」を学園づくりの重点目標におき、生涯学習センターが中心になって各教育機関の連携を図り、活動に取り組んできた（資料1 平成20年度生涯学習センターの事業一覧）。

(2) 健康栄養学部管理栄養学科の設置の趣旨及び必要性

① 山梨県唯一の栄養士養成施設としての伝統と社会貢献

山梨学院短期大学食物栄養科は、山梨県内で唯一の栄養士養成施設として、8,200人に及ぶ卒業生を社会に送り出してきた。創立以来60年余にわたって、長野県の中信エリアを含めた両県においても栄養士養成校として伝統と実績を築いてきた（資料2 甲信地域の栄養士・管理栄養士養成施設の設置状況）。その結果、山梨県内だけでなく、長野県においても、本学食物栄養科の多くの卒業生が栄養士として活躍している。また、本学学生は、山梨県や山梨県栄養士会等と連携したさまざまな食育推進事業や栄養教育活動に取り組み（資料3 山梨学院短期大学食物栄養科及び同専攻科学生における地域連携事業の状況）、地域住民の健康増進において継続的に成果を挙げ、社会的に高い評価を得ている。さらに、教員は地域社会の食と健康に関わる様々な要請に応じて講演会・研修会や研究・実践活動等に携わってきており、山梨県内で食と健康を支える高等教育機関として県民からの高い期待と信頼が寄せられている。

② 山梨県における「健やか山梨21」の推進と管理栄養士養成の必要性

現在わが国では、国民の健康増進を目的として、医療制度や介護保険制度の改正、食育基本法の制定等健康づくりの施策が着々と進められ、これら健康行政の推進において管理栄養士の果たすべき役割を明確にするため、平成14年4月に改正栄養士法が施行された。

山梨県では、生活習慣病実態調査の結果、メタボリックシンドロームの該当者（予備群＋強く疑われる人）が、男性38.2%、女性14.7%であり、特定保健指導支援必要見込み者数は、約3万人と推定されている。これを受けて、山梨県は平成20年3月にいきいきと健

やかに暮らせる社会の実現のために、県民の健康づくり施策である「健やか山梨 21」を策定し、生活習慣病対策を重要課題に掲げた対策を強化している。この施策での栄養・食生活分野の活動促進、また、平成 20 年度に施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」で義務付けられた「特定健診・特定保健指導」による生活習慣病の発症と進行の防止において、山梨県における管理栄養士の養成は急務となっている。

加えて、高齢者人口の増加に伴い、糖尿病、高血圧、脂質異常症などの生活習慣病だけでなく、低栄養、認知機能障害、寝たきりなどの老年症候群による健康度の低下も国の医療費負担を増大させている。生活習慣病の予防や治療とともに、老年症候群の治療、介護、生活指導に必要な高度な栄養指導の知見と能力を有した人材の養成は、社会的にその必要性が高まっている。要介護老人の介護支援における口腔機能向上、適切な栄養管理による栄養改善は、健康管理の第三次予防である重症化を防止するものとして大きな意義を有する。山梨県内では介護老人福祉施設、社会福祉施設における管理栄養士の配置率が全国及び近県と比較しても低く（資料 4 山梨県及び全国・近県における給食施設等の管理栄養士配置率）、配置促進の動きは加速しているが、県内では管理栄養士の養成施設がないため、必要な人材が不足している。

一方、介護を要しない高齢者が自立して健康で社会参加ができるよう、適切な食生活と健康の指導を実践できる管理栄養士への期待も大きい。山梨県は高齢化率が 23.1%と全国 25 位であるが、高齢者の有業率は長野県に次いで 28.3%（2 位）と高く、一人当たり老人医療費は 38 位と低い。このことは、これまでの栄養士を中心とした食生活と健康への取組の成果と考えることができる。これを今後は科学的に実証し、より効果的な実践が展開できる管理栄養士の養成が求められる。

また、わが国の活力と健康な未来に欠くことができない食育は、学校現場においては栄養教諭の創設によって進められてきている。その中心的役割を担う栄養教諭は、児童・生徒とその保護者に対する継続的な食育の実施、学校現場での教職員との連携、地域の教育力の導入など、食と健康に関わる高度な専門的知識・技術に加え、教育者としての資質の育成が必要である。

③ 山梨県における山梨学院の社会的使命と管理栄養士養成

本学の短期大学食物栄養科に通う学生は、約 90%が山梨県出身者である。この中で多くの学生が管理栄養士免許取得を志望しているが、国家試験受験資格取得までに短期大学食物栄養科卒業後実務経験 3 年、専攻科食物栄養専攻修了後実務経験 1 年が必要なため、就労しながらの受験勉強が非常に厳しく、目的を達成することが困難な状況にある。

地方にあって進学目的が明確で修学意欲の高い高校生に対して、質の高い管理栄養士養成を中核に据えた 4 年制の学部を設置すること、さらに、管理栄養士の免許取得、または管理栄養士養成施設の課程を修了した栄養士の免許取得を基礎資格とする栄養教諭一種免許状の養成課程を設けることは、若者の将来の可能性を広げるものとして大きな社会的意義を有する。また、短期大学で栄養士養成課程の学習を修めた後、さらにその専門性を高めて管理栄養士を目指そうとする者にとっても、当該課程を有する県内大学の 3 年次編入

の機会が与えられることは極めて重要である。

山梨学院短期大学では、文部科学省が推進する優れた教育プログラム {G P (Good Practice)} 事業において、平成 15～20 年の短期間に 7 つの取組が採択され (資料 5 文部科学省 大学改革推進事業等選定・委託取組一覧)、質の高い実効性のある教育を展開している個性派私学として地域に認知されている。また、平成 19 年度には文部科学省事業「子どもの生活リズム向上プロジェクト」の委託を受け、地域の関係機関や関係者との緊密な連携により、「子どもの生活リズム向上全国フォーラム in やまなし」及び「子どもの生活リズム向上のための調査研究」に取り組み、着実な成果をあげた。

このような栄養士養成の伝統や、教員・学生による社会貢献の実績を有する本学に対し、山梨県や山梨県栄養士会は管理栄養士養成課程を設置することを強く要望している (資料 6 山梨県知事による「管理栄養士養成施設設置について」の要望書)、(資料 7 (社)山梨県栄養士会による「管理栄養士養成施設設置について」の要望書)。

社会の安全や発展の基盤となる人々の心身の健康の確保を担い、食に関わる様々な産業の活性化を推進する有為な人間を育て、輩出していくことは、食と健康分野を担当する高等教育機関としての山梨学院大学が担う具体的な社会的使命と考え、新たに健康栄養学部管理栄養学科を創設することとした。

④ 教育上の目的

以上の観点から、本大学健康栄養学部管理栄養学科は、管理栄養士の養成を中核として、保健・医療・教育・福祉・介護の分野において健康の保持増進・疾病の予防と改善を目指す栄養マネジメントを遂行できる能力を育成するとともに、地域社会の食生活と健康の向上に貢献する資質を養うことを教育目的とする。この教育上の目的を達成するため、以下の 5 項目を学生に習得させるべき能力として、その育成に取り組んでいく。

1) 幅広い教養と対人関係力

幅広い教養と対人関係力を食と健康を担う人間の基盤と捉え、教養教育を始め教育全般を通して、その育成に取り組む。具体的には、中等教育で獲得した幅広い知識を自らの教養として深めるとともに、管理栄養士の職務の基礎となる、人の健康と生命に対する洞察・倫理観、傷病者や食教育対象者とのコミュニケーション能力やカウンセリング能力、チーム医療での協調性や積極性、課題解決のための探究心や情報収集・分析能力の育成を目指す。

2) 高度な専門的知識・技術

管理栄養士の職務は、保健・医療・教育・福祉・介護と多岐に渡る。いずれの分野においても専門性の高度化にともない、管理栄養士に要求される専門的知識・技術のレベル向上への対応は大きな課題である。基礎基本の徹底を図り、その上に立った専門的知識・技術の確実な定着と、総合的能力の育成を目指して、教科間の緊密な連携を行っていく。

3) チーム医療に貢献する力

チーム医療を遂行する一員として職務に対する理解を深め、病棟における適切な栄養管理や栄養支援が実践できる能力を養うため、チーム医療を実施している地域の大学医学部や

学外実習先の医療施設との連携を強化していく。

4) 優れた栄養指導能力

山梨県において策定された「健やか山梨 21」、「高齢者の医療の確保に関する法律」で義務付けられた「特定健診・特定保健指導」にもとづいて、生活習慣病の発症と進行の防止を実現するため、特定の対象者に対する継続的な栄養指導の実施、評価、改善を行う学習の機会を保証し、栄養指導等の業務の適切な遂行と保健指導対象者の行動変容支援を担う人材の育成を目指す。

また、乳幼児期における健やかな心身の形成、学童期から青年期の食管理能力や食事を通した社会への関心の育成、中高年や妊婦・授乳婦における食管理能力の習得等を目的とした栄養・料理教室開催の機会を確保し、食育教材の開発、食育教室の実施、地域への情報発信等に取り組み、学生の食育実践力の育成、地域貢献の醸成を図るとともに、「やまなし食育推進計画」の一翼を担っていく。

5) 地域の活性化に貢献する力

山梨県の産業の特色には、農業を中心とする第1次産業があり、農業産出額は、果実が61.8%と高く、野菜が13.3%、畜産が9.0%、米が8.4%である。それらの生産を維持していくことは、食文化の発展、食料自給率の向上、生産者人口の確保等において重要である。山梨県や関係機関から講師の派遣を得て、地域の食への関心や造詣を深め、地域の農畜産物の活用を通じて食産業を振興しようとする意欲を持った人間の育成を目指す。同時に、農業労働に従事する人たちの食と健康を支える人材の養成を通して、山梨県の活性化に繋げていく。

⑤ 研究上の目的

本学部学科の研究上の目的は、食を専門とするすべての教員、県内で活躍する管理栄養士、栄養士の連携により食と健康に関わる研究に取り組み、成果を地域社会のあらゆる機関、各家庭にフィードバックしていくことを通して、地域の人々の健康を維持し、医療費の抑制をはじめとする行財政の健全化に貢献していくことである。加えて、農業や食産業従事者と山梨県との産学官連携による食品の有効活用に関わる研究を推進し、地域発展の一翼を担う。

こうした一連の研究は、各種学会、講演会、研究会等で発表していくとともに、本学部学科の研究紀要である『健康栄養学研究』で、年1回公開していく予定である。

(3) 健康栄養学部管理栄養学科の人材需要・具体的な到達目標

① 人材需要と卒業後の進路の見通し

健康栄養学部管理栄養学科が育成する管理栄養士や、一種免許状を有する栄養教諭は、地域社会の基盤である家庭をはじめ、あらゆる分野において求められている人材である。その就労により県民の健康・福祉・教育分野の向上が期待されており、以下の理由から、山梨県において社会的需要は高いと考えている。

1) 山梨県の管理栄養士配置率の低さと人材需要

生活習慣病対策や高齢者の栄養管理が重要視される中で、前述の通り、山梨県においては、全国および近県とくらべて管理栄養士の配置率が低くなっている（資料4 山梨県及び全国・近県における給食施設等の管理栄養士配置率）。今後、山梨県において市町村保健行政や病院、介護老人保健施設において管理栄養士に対する人材需要は高くなっていくと判断できる。

2) 本学への管理栄養士の求人状況

現在、管理栄養士養成を行っていない山梨学院短期大学食物栄養科に対してさえも、毎年30数人の求人がある（資料8 平成20年度の山梨学院短期大学への管理栄養士求人状況）。しかし、卒業生で管理栄養士免許取得者のほとんどはすでに就職しており、対応できない状況が続いている。

3) 山梨県による栄養教諭の配置促進

学校での食育を推進するために養成制度が創設された栄養教諭は、山梨県において、平成22年度から5ヵ年計画で全市町村に栄養教諭の配置を行う方針が示され、ますます活躍の場が増えていくことが期待できる（資料9 山梨日日新聞記事）。

その他、本学科の卒業生には、その専門性を活かし、食品関連会社での食品開発や商品開発、スポーツ栄養アドバイザー、薬局やドラッグストアでのサプリメントアドバイザー等、様々な進路が想定される。

② 教育研究上の具体的な到達目標

食と健康に関わる様々な分野で社会的使命を担う本学部学科の目的に照らし、以下のような数量的・具体的な到達目標を設定する。

- 1) 学外実習におけるA評価の割合が全学生の90%以上。＜専門機関からの評価＞
- 2) 学生の志望に応じた就職先の確保が80%以上。＜地域からの評価＞
- 3) 卒業時学生満足度調査で満足度90%以上。＜学生の自己評価＞
- 4) 管理栄養士の国家試験における合格率が80%以上。＜国からの評価＞
- 5) 地域の食材活用・健康増進に関わる学生と教員の研究の推進。

(4) 改編の方向と短期大学食物栄養科における栄養士養成の必要性

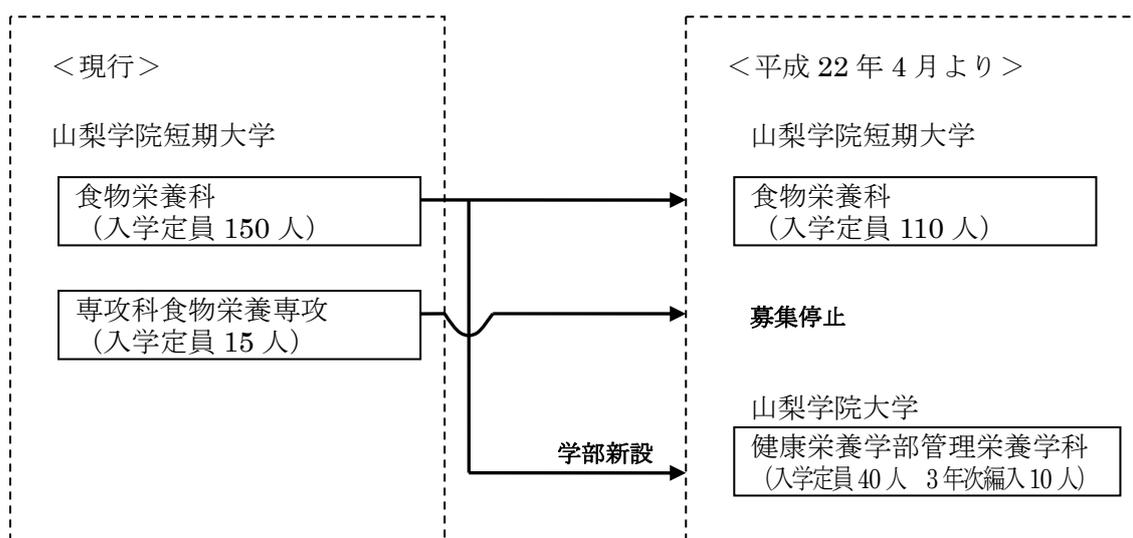
時代的・社会的な要請を受け、本大学に健康栄養学部管理栄養学科を設置するのと並行して、学校法人山梨学院は図1のように短期大学食物栄養科の定員削減、同専攻科食物栄養専攻の募集停止を行う。山梨県唯一の食分野の人材養成機関として、県内の人材需要を勘案し、健康栄養学部管理栄養学科と短期大学食物栄養科それぞれの特徴を活かし、短期大学においても栄養士養成を継続していくこととする。以下、短期大学食物栄養科における栄養士養成の必要性について述べる。

学生の9割近くを山梨県の出身者で占める短期大学（資料10 山梨学院短期大学 出身都道府県別割合）は、県内の他の短期大学が4年制大学に移行していく中で、短期高等教育機関として重要な役割を担っており、県内の高等学校からの存続の要望が強い。近年の

山梨県内の18歳人口の減少の中であっても、短期大学食物栄養科の入学者数は、150人前後で推移してきている。また、ここ5年間だけみても、平均して4～5人の社会人の入学希望者がいること、また他学科の在籍学生の入学希望者もいることから、ユニバーサルアクセス時代において短期高等教育としての役割を果たしてきている。

また、食物栄養科は山梨県内唯一の栄養士養成施設として、山梨県及び近県において地域の食と健康を支える実務者を数多く供給してきており、毎年、70～80人の卒業生（就職決定者の約50～70%）が、事業所、保育所、病院、高齢者福祉施設等で栄養士、あるいは、食品会社で食品の品質管理、製造開発などを担当する者として採用されてきた（資料11 平成17～19年度における山梨学院短期大学食物栄養科の就職状況）。食と健康の分野への対応は、調理をはじめ非常に具体的で実務的であり、多くの人材を必要とする。したがって管理栄養士のみで担当しきれるものではない。また、栄養士が必要とされる職場は、傷病者以外を対象とした保育所、事業所等数多くあり、今後もそれらの人材養成は欠くことができない。

図1 改編の方向



以上から、短期大学食物栄養科は、食と健康を専門とする高等教育機関として、山梨県において欠くことのできない存在である。上記の要因を勘案して、食物栄養科の定員は110人が必要であり、栄養士コースとして80人の栄養士養成課程を継続させることが相当かつ必要であると判断できる。また、短期高等教育として、地域の食の分野の新たな課題としての食文化の創造に力を入れていくために、フードクリエイティブコースを設定し、製菓衛生師養成を中心とした地域の食産業を担う人材の育成を促進していく。

(5) 健康栄養学部管理栄養学科と短期大学食物栄養科の差異・定員数の適性

① 健康栄養学部管理栄養学科と短期大学食物栄養科の差異

健康栄養学部管理栄養学科では、「幅広い教養と深い専門の知識を持つ」という大学の教育目標を教育課程において具現化し、一般教養にあたる総合基礎教育科目を多数開講する

とともに、その履修単位を 20 単位以上、外国語を 6 単位以上とし、短期大学に比べて一般教養を重視していく。

病院及び高齢者福祉施設において傷病者への栄養管理を担う管理栄養士を養成するため、専門教育科目では、「解剖生理学」「疾病の成り立ち」「生化学」などの医学系の科目、「臨床栄養学各論Ⅱ」「臨床栄養学各論Ⅲ」などの臨床栄養系の科目を一層充実させる。また、山梨県における食の課題を探究していく特色ある授業を編成している。資料 3 に示したように、すでに専攻科生及び短期大学生が取り組んできた食育推進事業や栄養教育活動などの実績をもとに、4 年間の教育課程でさらに充実した教育内容としていく。

教員組織においては、健康栄養学部管理栄養学科では、入学定員 40 人に対して専任教員 11 人、助手 5 人を配し、十分な学生指導が行える体制をとる。短期大学食物栄養科では、専任教員 13 人、助手 4 人を配し、さらに、健康栄養学部管理栄養学科の専任教員を兼任として配置し、緊密な連携により教育体制の充実を図る（表 3）。

表 3 健康栄養学部管理栄養学科と短期大学食物栄養科の違い

	健康栄養学部管理栄養学科	短期大学食物栄養科
人材養成の方向性	栄養マネジメントを遂行できる管理栄養士の養成	地域の食と健康の分野を支える実務者の養成
教員組織	専任教員 11 人 助手 5 人	専任教員 13 人 助手 4 人
教育課程 (卒業要件)	総合基礎教育科目：20 単位以上 外国語：6 単位以上 専門教育科目（導入分野・専門基礎分野・専門分野・専門発展分野）：98 単位以上	一般基礎教育科目：8 単位以上 外国語：1 単位以上 専門教育科目（卒業要件・栄養士関連科目）：40 単位以上

② 健康栄養学部管理栄養学科の定員数の適性

健康栄養学部管理栄養学科の入学定員 40 人（3 年次編入 10 人）については、管理栄養士として高度な専門職に従事し、指導的な役割を果たす人材の社会的需要を勘案して判断した。以下の理由により学生の確保は可能と考えている。

1) 短期大学食物栄養科 150 名定員の維持

短期大学食物栄養科定員 150 人のうち、40 人を健康栄養学部管理栄養学科、110 人を短期大学食物栄養科の定員とすることで、食と健康を専門とする学問分野への総入学定員には変化がない。少子化の時代においてさえも、短期大学において現状の 150 人定員をほぼ維持してきている（資料 2 甲信地域における栄養士・管理栄養士養成施設の設置状況）（資料 10 山梨学院短期大学 出身都道府県別割合）。

2) 県外への管理栄養士養成学部への転出状況と学生希望調査

管理栄養士の免許取得を目指す学生数は、県外の管理栄養士養成学部へ転出している高校卒業生の状況（本学の平成 19 年度卒業生の調査では山梨県内で 51 人）、及び本学の短期大学食物栄養科の学生に対する希望調査（平成 20 年度の 148 人の 1 年生を対象とした調査では 15%にあたる 22 人が管理栄養士資格取得に関心があったとした）から判断して、40 人の定員は妥当であると判断した。

3) 専攻科の進学実績と社会人の再教育の要望

3 年次編入の定員 10 人については、近年平均して 10 人前後で推移している短期大学専攻科食物栄養専攻への進学実績、及び本学を卒業した社会人の再教育への強い要望などから、10 人が必要であると判断した。

II 学部、学科の特色

(1) 教育理念と教育の特色

本学は教育理念として「日本文化への深い理解と広い国際的視野をもって社会に貢献する人間の育成」と「豊かな教養と創造力をそなえた人格の形成」を掲げており、その精神の継承が本学部学科の教育の基本である。加えて、健康栄養学部管理栄養学科の基盤である山梨学院短期大学 食物栄養科において培った「智と情と勇気をそなえ、実践を貴んで、社会に貢献する人間を育成する」精神を受け継いでいくことも教育の根幹である。本学及び山梨学院短期大学では、資料 5 の平成 15 年度に採択された特色ある大学教育支援プログラム『社会体験講座Ⅱ』Y G U 日本列島横断リレー」や「学生チャレンジ制度ー学生の自主的探求心の涵養を目指してー」等で示したように、社会における学生の主体的な学習を支援し、活動を通して地域への関心・理解・問題意識の涵養、課題解決に向けた総合的能力の育成に力を注いできた。

健康栄養学部管理栄養学科においても、教育理念を教育課程に具現化し、体験活動を通して主体的に地域の課題を捉え、社会に貢献しようとする人間を養成していく。

(2) 山梨県及び関係機関と連携した教育活動の推進

山梨県唯一の管理栄養士養成施設として、県民の健康増進や食育の推進、及び食に関わるさまざまな分野の振興を担う責務を明確にし、地域との連携を強化した教育・研究活動を展開する。

すでに山梨県とは、平成 20 年 8 月から、保健福祉部健康増進課を中心に健康栄養学部設置に係る連携協定書の締結に向けて、検討・協議を重ねてきた（資料 12 山梨学院大学 健康栄養学部 管理栄養学科（管理栄養士養成施設）設置に係る山梨県との連携協定について）。山梨県の新たな予算措置を伴わない範囲で相互に連携可能な事業を組み立て、教育活動では、山梨県及び関係機関から、山梨の食と健康に関わる講義や演習の「ゲストスピーカーとしての講師派遣」及び「実習受け入れ」が確約されている。また、地域の課題に対応した健康増進・食育推進・食産業振興活動を遂行する能力や、深い専門性を課題解決に向け

た具体的な提案に展開できる能力の育成を目指して、地域での実践活動に繋げる教科目を設定した。現在、連携協定の地域への公表について、準備を進めている。

Ⅲ 学部、学科の名称及び学位の名称

健康栄養学部（Faculty of Health and Nutrition）は、栄養学の側面から生涯にわたる人々の健康の維持向上を研究教育する学部として名称づけた。特に、地域貢献や研究分野においては、管理栄養の分野に関することに留まらず、人々の健康レベルの向上を中心として、医療・福祉・産業・スポーツといった学際的な広がりを持つことを視野に入れている。そのため、健康栄養学部という名称は、もっともその目的を表したものであると考えられる。管理栄養学科（Department of Nutrition）は、上記の考えを基盤として、その中核的な人材養成の目的としての管理栄養士養成を踏まえたうえでの名称である。

本学科で授与する学位は、その専門性を勘案し、「学士（栄養学）」とする。

Ⅳ 教育課程の編成の考え方及び特色

（１）教育課程編成の考え方

健康栄養学部管理栄養学科は、Ⅰ設置の趣旨（２）④で示した教育目的および学生に習得させるべき能力の育成を期して、図 2 のように教育課程を編成する。

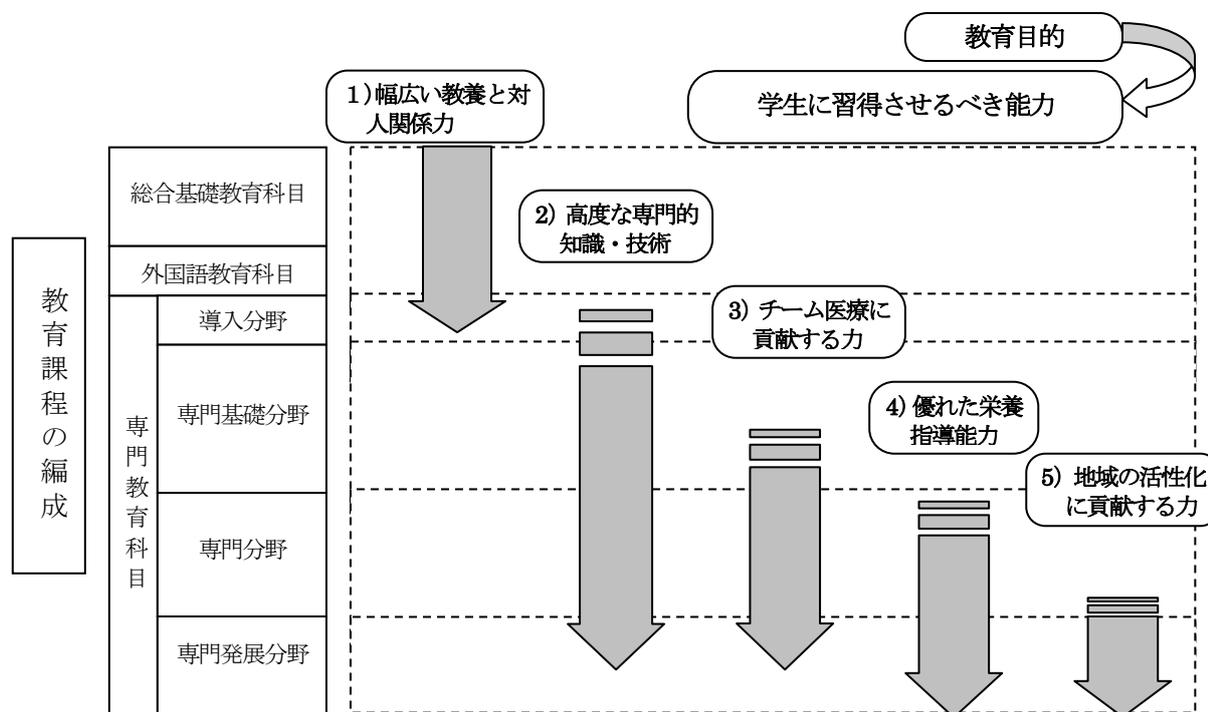
① 総合基礎教育科目においては、社会を築く構成員としての幅広い教養を養うものとし、加えて、初年次教育では、大学で学ぶ意義を明確にし、学ぶためのスキルと思考力、対人関係力の育成を図る。また、外国語教育科目においては語学力の形成を目指す。

② 専門教育科目の導入分野では、専門領域を学ぶ基礎となる学習や、管理栄養士の役割や使命についての理解を深め、専門領域の学習に向けた学力の向上と目的意識の明確化を図る。

③ 専門基礎分野・専門分野では、管理栄養士として国民の健康栄養管理を担う意欲と質の高い専門の知識・技術を養い、チーム医療に貢献する力、優れた栄養指導能力の育成を目指す。

④ 専門発展分野では、管理栄養士としての総合的な学力の向上を図るとともに、山梨県との連携により地域の具体的課題に対応した健康増進・食育推進・食産業振興の実践的な活動が展開できる能力を養う。

図2 教育の目的と教育課程の編成の関係



(2) 科目区分における科目構成の理由 (様式第2号(その2)「教育課程等の概要」参照)

① 総合基礎教育科目

大学の教育目標である豊かな教養を育てることを目的として、全学部共通で開設する人間・文化、国際・社会、環境・科学、教育・学習、健康とスポーツの学問分野について幅広く学習する。必修として20単位以上履修することとする。このうち、大学で学ぶ目的意識を明確にし、自己成長に繋がる能力や対人関係を構築する能力を育成することを目的として、少人数(10人程度)クラスで学習する「基礎演習」を設ける。教育内容には、社会人としてのマナーやボランティアの体験学習を加え、社会との関わりを通して大学生としての自覚や社会貢献への意識を高める。この他、情報処理に関わる教科を設定し、全ての学生が情報と機器を十分に操作でき、専門教育においても活用できる基礎を学習することとする。

② 外国語教育科目

本学では現在、留学生の受け入れや海外研修等への積極的取り組みを行っている。外国語教育は、国際社会への対応としての語学力の獲得をねらいとして、必修として1カ国語を選択し、6単位以上履修することとする。

③ 専門教育科目

1) 導入分野

健康と栄養に関する専門的な学習の礎となる科目を7科目設けた。「管理栄養士概論」

は、管理栄養士の使命及び活動分野の理解を通して、本学がめざす管理栄養士像と学生自身が本学科に学ぶ目的を明確にすることを目指す。「食生活論」は専門基礎分野・専門分野の学習への入門科目として、学科の教育目的と食生活分野における基礎知識及び課題について教授し、専門分野の学習への動機付けを行う。また、「基礎化学」「有機化学」「基礎生物学」は、管理栄養士養成課程における生命科学、生体成分、食品成分の理解に必要な基礎的な学力の獲得を図る。「統計学演習」では、食生活と健康に関わるさまざまな課題を分析する能力の育成を通して、それらへの関心を高めることを目指す。「カウンセリング演習」は、教育目標である対人関係能力や自己実現のための能力を育成することに加え、管理栄養士の職務遂行上重要となる他職種や患者、栄養教育対象者とのコミュニケーションを円滑に進める能力を養うための基礎的な科目として設定する。

2) 専門基礎分野及び専門分野

健康栄養学部の教育目標である管理栄養士養成の根幹をなす科目群である。そのうち専門基礎分野は根の部分に相当し、社会・環境、人体・疾病、食品、調理、衛生で構成されている。本学部では、最近の管理栄養士養成において、調理に関する知識・技術が不十分とする指摘があることや、日常生活での適切な食事は疾病予防効果が大きいことから、健康増進に向けた食事指導ができる知識・技術を習得すること、食文化を担う力を強化することを目的として調理実習を3単位設けている。

管理栄養士養成の幹に例えられる専門分野は、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論、総合演習及び臨地実習からなる。管理栄養士としての実務に関わる科目（栄養教育論、臨床栄養学、給食経営管理論）の実習に重点を置いた編成としている。さらに、総合演習及び臨地実習では実習施設の管理栄養士との連携を強化し、チーム医療に係る知識や実践力の習得を図る。

3) 専門発展分野

地域連携の「やまなしの食」「地域の食と栄養活動実習Ⅰ（地域農畜産物活用）」「地域の食と栄養活動実習Ⅱ（地域食育活動）」は、管理栄養士養成の教育課程にある各教科の学習を基礎として、山梨県との連携により、地域の課題を実践的に解決する能力を養うことを目的とした特色ある教科目である。「やまなしの食」で、山梨県内の地域食資源について学習し、「地域の食と栄養活動実習Ⅰ（地域農畜産物活用）」で、それらを有効活用（メニュー開発、食品開発、食育教材の開発など）するための創造力を育むものとする。「地域の食と栄養活動実習Ⅱ（地域食育活動）」では、山梨県における食生活と健康の実態と課題について学習し、食生活改善を目指す企画・立案、教育教材の作成を行い、山梨県、市町村及び企業等と連携した社会的活動を展開する中で、実践力とプレゼンテーション力の育成に努める。

「健康栄養特講A、B、C、D、E」は、本学科の最終目標である管理栄養士としての能力をさらに向上させることを目標として設けた教科目である。専門基礎分野・専門分野に関わる専門性を高めるとともに、学生自身が臨地実習や地域連携を通して得た知識を教科目にフィードバックさせ、総合的な知識の定着や応用力の育成が図れるよう、各教科の担当教員が連携して行う。「栄養学基礎英語」は、学問領域の国際化に対応し、健康・栄養・食の

研究動向の理解と栄養疾患に関する診察カルテの内容理解の育成を目的とする。

(3) 必修科目・選択科目の構成とその理由及び配当年次の考え方

① 総合基礎教育科目では、開設科目 75 科目の中から、全体で 20 単位以上履修することとする。特に 1 年次では必修 4 科目 6 単位を含めて 14 単位を履修することで、教養に関する学習を深める配置とした。1 年次の必修である「基礎演習」は、大学教育の入門科目として位置づけ、「スポーツと健康 I」は、講義と実技を通して体力と健康について学習する教科として、1 年次に通年で配し、「情報処理演習 I・II」も初年度から、情報機器の操作能力と専門教育科目における活用を視野に入れて、早期から機器を活用した学習ができる配置とする。

② 外国語教育科目では、4 カ国語 (6 系統の科目) の中から、1 カ国語 6 単位を必修として 1・2 年次に履修し、演習 2 単位のセメスター開講として、集中的に学習し効果を高める構成とする。

③ 専門教育科目の導入分野では、1 年次に「管理栄養士概論」「有機化学」を必修として配置し、専門教育への導入科目とする。なお、これらは学部独自の基礎教育と考えており、必修とすることで基礎の徹底を図る。また、入門科目として「食生活論」をおき、専門教育への興味と関心を高めることとする。「カウンセリング演習」は、対人関係を考え、コミュニケーション能力の育成を図るために初年次に置き、専門分野の「栄養教育論」「臨地実習」等の学習の基礎とする。「統計学演習」は、食事摂取基準の理解、公衆衛生学・公衆栄養学領域及び実験・実習科目の基礎となるものであり、専門領域の内容と関連付けて理解することが望ましいことから 2 年次に配置した。選択科目には、高校での学習成果に差が生じやすい「化学」「生物」の補充として、1 年前期に「基礎生物学」と「基礎化学」「有機化学」を配置する。④ 専門基礎分野・専門分野は、本学部の根幹を成す科目群であることから、すべてを必修とする。専門基礎分野では、初年次に「社会福祉概論」を配し、社会福祉への関心を高めるとともに、「基礎演習」において実施するボランティアに関する学習も見据えたものとした。また、人体に対する早期の学習が専門分野の学習を理解する上で必要である「解剖生理学 I」、家庭における調理経験の不足を補うため、基本的な調理の知識・技術の習得を目指す「基礎調理実習 I」、「基礎調理実習 II」、適正な献立の作成技術を学習する「食事設計実習」、専門職としてのモチベーションを高められるよう、食品の栄養的特徴を理解する「食品学総論」と、社会的に関心の高い食品の安全と衛生を学習する「食品衛生学」を配置した。専門分野においては、管理栄養士としてのスキルを学ぶ上での導入となる「基礎栄養学」「栄養教育論」を配置する。

2 年次では、社会・環境に対する理解を深め、管理栄養士として人々の健康増進を図ることの必要性を早期に理解することが必要であると考え、「健康の概念と行政、環境」を配置する。さらに、1 年次の学習を展開させる科目として、「解剖生理学 II」「生化学」「食品学各論」「食品加工学」「調理科学」「代謝栄養学」「応用栄養学 I」「栄養教育マネジメント」「臨床栄養学総論」「臨床栄養学各論 I」「公衆栄養学」「給食計画・実務論」とこれらの実験・実習を配置し、専門科目の進化を図れるようにする。また、学内での「給食運営実習」

の学習直後に「校外実習（給食の運営）」を実施し、給食対象者の理解と給食運営の仕組みを早期から実地で学習できるようにする。

3年次では、2年次までの学習を発展させた内容となる配置とする。「公衆衛生と疾病予防」「疾病の成り立ちⅠ」「応用栄養学Ⅱ」「応用栄養学Ⅲ」「栄養教育実践論」「臨床栄養学各論Ⅱ」「公衆栄養マネジメント」「給食経営管理論」を配し、各教科の実習において応用力を養い、「臨地実習Ⅰ（公衆栄養学）・Ⅱ（給食経営管理論）・Ⅲ（臨床栄養学）」が充実した実習となるよう配慮した。さらに、臨地実習では、「総合演習Ⅰ（学外実習事前・事後指導）」において、各実習の連携と相互作用により効果的な実習となるよう通年での開講とする。また、「応用調理実習」では、学外講師による専門的かつ洗練された調理についても学び、料理のセンスを磨く場とする。

4年次では、基礎理論と実験・実習及び臨地実習での体験を統合し、高度な専門性に対応できるよう「疾病の成り立ちⅡ」「細胞生化学」「臨床生化学」「臨床栄養学各論Ⅲ」「総合演習Ⅱ」を配置する。

⑤ 専門発展分野では、地域連携の「やまなしの食」「地域の食と栄養活動実習（地域農畜産物活用）」「地域の食と栄養活動実習Ⅱ（地域食育活動）」の3科目は、本学科の特色であり、教育目標を具現化するものであることから必修とする。また、専門職としての向上を目指す「健康栄養特講A、B、C、D、E」は選択とし、「栄養学基礎英語」は必修とする。

V 教員組織の編成の考え方及び特色

本学科は管理栄養士養成を中核とするため、専門教育科目では厚生労働省が定める学校指定規則に則った教育内容と教員配置が基本となる。管理栄養士養成に必要な教育内容は、専門基礎分野の「社会・環境と健康」「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」「食べ物と健康」、専門分野の「基礎栄養学」「応用栄養学」「栄養教育論」「臨床栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」「総合演習」及び「臨地実習」の11領域から構成されている。さらに、栄養教諭（一種免許状）養成に関わる教科目と、山梨県との連携による特色ある教科目を編成している。

これらの教科を担当する教員の約1/3は、短期大学及び大学評価・学位授与機構認定専攻科で長年にわたって栄養士養成に従事するとともに、地域社会の食と健康に関わる様々な要請に応じて研究・実践活動を行ってきた。その結果醸成された地域との信頼関係が、今後の充実した教育活動の遂行を円滑にし、さらに地域に求められる研究分野の発展を可能にすると考えている。以下の教員はすべて専任教員である。

「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」の解剖生理学Ⅰ・Ⅱ及び疾病の成り立ちⅠ・Ⅱを担当する教員（医学博士）は、医学部で講師として教鞭をとり、その後内科医として勤務した経験を有する医師である。肝臓病が専門で、多くの専門書での執筆を担当している。本短期大学・専攻科の教授として8年間この領域の講義を担当しており、医学部での教育経験をもとに学生の理解の状況に対応した、満足度の高い授業を実施している。医学博士としての高度な専門性に加え、臨床医である立場から現場に即した具体的な知識を教授できることが管理栄養士養成において貴重である。

「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」の臨床生化学、解剖生理学実験等を担当する教員（医学博士）は、大学院医学研究科専攻生として内科学教室に在籍し、脂質代謝、動脈硬化性疾患を中心に臨床研究を重ねた後、医学部助手として高齢医学教室において生活習慣病、動脈硬化性疾患ならびに高齢者疾患領域の臨床研究（臨床検査医学、臨床遺伝子学等）を数多く手がけ実績を上げてきた。その後栄養士養成、看護師養成の機関で総合医療論、臨床栄養学各論、公衆衛生学、生理学実験等の教育経験を有する。本短期大学では本科・専攻科の非常勤講師、教授として7年間にわたりこの領域の講義を担当している。

「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」の生化学と同実験、「食べ物と健康」の食品学総論と同実験等の担当者には、山梨大学工学部化学生物工学科及び大学院工学研究科で食品学を修め（工学修士）、県内のバイオテクノロジー関連企業に勤務した後、同大学大学院医学工学総合教育部人間環境医工学専攻で医学博士を取得し、現在名古屋大学大学院医学系研究科（分子総合医学専攻生物化学講座）で中枢神経系における糖鎖の機能と発達の関わりについて研究を行っている教員の採用を予定している。修士課程在学時及び企業勤務時には、キノコや大豆に含まれる生体に有益な栄養素の研究や天然物由来の成分を用いた健康食品の開発に携わり実績を上げている。

「食べ物と健康」の食品加工学、食品衛生学とそれらの実験・実習等を担当する教員（農学修士）は、本短期大学で講師、助教授、教授として30年間、専攻科教授として7年間勤務している。山梨県の食品産業振興を目的に、県産の食材である大麦粉、ユズ、山菜（ワラビ等）などの利用促進の開発研究を進め成果を上げてきた。特に、ワラビの発がん性物質プタキロサイドの含有量分析に関しては厚生労働省の研究班から依頼を受け分析を行っている。また、食品衛生学を担当する上で必要な食品衛生監視員の任用資格、HACCP指導者資格を有し、食品トレーサビリティ等についても専門性を深めている。

「食べ物と健康」の調理科学と応用調理実習、「応用栄養学」の応用栄養学Ⅱ、栄養教諭養成に関わる食教育論、食育指導法等を担当する教員（家政学修士）は、教育学部助手、講師として5年間教員養成に携わり、大学附属小中学校での研究授業の指導助言等にも関わってきた。本短期大学では講師、助教授、教授として28年間、専攻科教授として7年間勤務し、山梨県の伝統料理である「ほうとう」や雑穀粉の調理性、及び成長期（幼児、小中学生）の食生活と健康に関する研究で実績を上げてきた。また、栄養教諭を中核とした学校での食育推進における調査研究や校内研究会、研究授業の指導助言、地域での食育活動に携わり、成果を上げている。

「基礎栄養学」の代謝栄養学等の担当者は、日本女子大学大学院人間生活学研究科において、栄養と免疫の関わり、特に、肥満状態がアレルギー発症に及ぼす影響や、ストレスが免疫機能に与える影響について研究実績を積み、家政学修士及び学術博士を取得している教員の採用を予定している。採用に際しては、研究成果に加え非常勤講師としての教育経験（臨床栄養学実験、小児栄養等）があること、近年増加傾向にあるアレルギー疾患と食生活との関わり、並びに免疫機能が低下する高齢者の栄養と健康において教育・研究の推進が期待できると考えた。

「栄養教育論」の栄養教育論、栄養教育アセスメント、栄養教育実践論と同実習、「食べ

物と健康」の食事設計実習を担当する教員は、本短期大学で助手、講師、助教授、教授として30年間、専攻科助教授、教授として7年間勤務している。管理栄養士として講演活動等を積極的に行う他、全国栄養士養成施設協会栄養士認定試験委員、日本栄養士会研究教育職域組織山梨県代表、山梨県栄養士会研究教育部会長を務め、栄養教育の推進に努めている。また、地域からの要請に応じてメタボリックシンドローム予防・腎臓病等の料理教室の開催、企業から委託された冷凍腎臓病食のメニュー開発など、専攻科食物栄養専攻学生の栄養教育力向上を目指した実践活動を指導し実績をあげている。

「公衆栄養学」の公衆栄養学とその実習及び「応用栄養学」の応用栄養学Ⅰ、応用栄養学Ⅱ、応用栄養学実習の担当者には、管理栄養士の免許を有し、教育学修士と医学博士の学位を取得している教員の採用を予定している。宮崎大学大学院修士課程で、近代栄養学と日本における栄養指導の変遷に関わる研究を行い、さらに、山梨大学大学院医学系研究科で、国民栄養調査結果及び国民健康基礎調査結果をもとに、小児の脂質摂取とその関連要因について公衆栄養学的立場から研究を行っている。6年間の保健所での勤務実績があり、母子保健調査や、青・壮年者を対象とした生活習慣病予防のための長期介入研究等の研究実績を有する。また、非常勤講師として、公衆衛生学、栄養学（実習を含む）の教育経験もある。保健所での「健やか山梨21」「健やか親子21」等の策定とその推進、EBNの普及、県民の健康作りの推進などの活動経験や研究成果をもとに、効果的な教育の展開が期待できると考えている。

「給食経営管理論」の給食計画・実務論及び給食経営管理とその実習、及び「応用栄養学」の応用栄養学Ⅰ、応用栄養学Ⅲの担当者には、学校栄養職員として17年間学校給食管理や食事指導に従事した後、11年間高齢者福祉施設で給食経営管理に携わり、給食運営管理業務に係る介護保険法改正についての著書や総説等を執筆している者の採用を予定している。修士（栄養学）の学位と管理栄養士免許を有し、管理栄養士養成施設の学生の臨地実習、「給食経営管理」実習指導責任者としての経験や、非常勤講師として「給食管理実習」「老人福祉施設給食の栄養管理」等の教育経験を有する。女子栄養大学大学院栄養学研究科で、高齢者のアルツハイマー病における葉酸、ホモシステイン、遺伝子多型の関係について研究を行い、日本病態栄養学会の研究奨励賞を受賞するなど優れた実績を上げている。給食経営管理及び高齢者の栄養マネジメント能力の育成において、高い教育効果が得られると考えている。

「総合演習」と「臨地実習」には、その教育内容から給食経営管理、臨床栄養学、公衆栄養学を担当する教員を配置し、連携して効果的な授業計画の作成・実施に当たることとしている。

山梨県との連携による特色ある教科目「地域の食と栄養活動実習Ⅰ」は、地域の食材を活用した加工食品と給食メニューの開発に関わる教育内容であることから、実績のある食品加工学実習の担当教員と給食計画・実務の担当教員を、「地域の食と栄養活動実習Ⅱ」は、山梨県における食生活と健康の課題を把握し、改善に向けた活動の計画と実施に関わる教育内容であることから、栄養教育実習の担当教員を配置した。管理栄養士養成の教育課程にある各教科の学習を基礎として、これらの教科は専門発展分野の位置づけとする。

教員の採用と昇格については「教員選考基準を示した諸規定」(規程集 第5編 第1章)に基づいて行っている(山梨学院短期大学自己点検表報告書 2006 p.37 III-1-3 教員の採用と昇格)。

専任教員の年齢構成は表4の通りである。

表4 専任教員の年齢構成(平成22年4月1日現在)

教員数	年齢ごとの専任教員数(助教以上)				
	60~67歳	50~59歳			30~39歳
11人	1人	5人	1人	1人	3人
職名	准教授	教授	准教授	講師	講師

大学設置基準に定められた「専任教員数8人(収容定員180人)、そのうち半数以上が教授であること」を充足している。また、本学の定年規定は67歳である(資料13 規程集 第5編 第2章 山梨学院教職員就業規則〔抜粋〕)。

VI 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 教育方法

1年次における総合基礎教育科目の「基礎演習」は、少人数にグループ分けし、個別指導ができるようにする。また、専門基礎分野、専門分野では、専門的な知識を体系的に学習できるよう、原則として同一教科目では、講義で学習した理論を実験・実習などで具体化して学習の定着を図れるようにした。3年次の「総合演習Ⅰ」では、公衆栄養学、給食経営管理論、臨床栄養学を担当する教員が相互に連携し、各臨地実習の教育効果が高まるよう事前・事後指導を徹底して行う。3年後期から4年前期に実施する「地域の食と栄養活動実習Ⅰ・Ⅱ」は、2クラスで編成し、教員3人を配置して、社会において必要とされる実践力を強化育成する。

(2) 履修指導の方法

学生全体への履修指導については、学年毎に授業開始前にガイダンスを実施し、教育目標と履修科目の関連性の周知を図るとともに、履修モデル(資料14 健康栄養学部管理栄養学科年次別卒業要件単位履修モデル、資料15 健康栄養学部管理栄養士学科年次別履修モデル)を提示して履修指導を行う。新入生に対しては、「基礎演習」(1年次通年)において、各担当教員が個別に学習計画などのアドバイスを行う。また、教育目標及び授業計画、評価方法等を記載したシラバスをWeb上に掲載し、事前事後学習に役立つようにする。

個別の履修指導については、各学年にアドバイザーとして専任教員をおき、個々の学生に対する相談体制を整える。アドバイザーは、学生生活や学習支援を行う「学生総合支援室」の職員と連携を図りながら、学生の学習を支援する。さらに、全教員がオフィスアワーを設け、学習支援を行う。

(3) 卒業要件

本学学則第4条の規定に基づき、4年以上在学し、かつ第18条の規定により所定の授業科目を履修し、124単位以上の単位を修得した者で教授会において卒業と認定された者。

総合基礎教育科目から必修6単位を含めて20単位以上、外国語教育科目から6単位以上、専門教育科目から98単位（導入分野6単位、専門基礎分野40単位、専門分野47単位、専門発展分野5単位）を修得しなければならない。

(4) 卒業単位数について

管理栄養士課程の必修単位は、厚生労働省により専門基礎分野38単位、専門分野44単位と規定されているが、本学科では40単位及び47単位とする。また、本学科独自の専門教育科目の導入分野では6単位（管理栄養士概論、有機化学、統計学演習、カウンセリング演習）、専門発展分野では健康栄養特講のうち1単位（栄養学基礎英語）、地域連携4単位（やまなしの食、地域の食と栄養活動実習Ⅰ・Ⅱ）を卒業必修として、基礎固めと同時に実践力を有した管理栄養士を育成することを目的とした。履修モデルは、資料14に示すとおりである。各期における講義科目と実験実習科目の配置、及び時間割上のバランスに配慮した。

(5) 履修科目の年間登録上限や他大学における授業科目の履修等

各学年の履修単位数の最高限度は、本学学則第17条の規定に基づき、1年次から3年次は44単位、4年次は48単位とする。

なお、他大学における授業科目の履修は、「大学コンソーシアムやまなし」において単位互換協定が締結されていることから、上記の単位を超えない範囲で履修することも可能であるが、必修単位の読み替えはできないものとする。

VII 施設、設備の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

本学は山梨県甲府市東部に位置し、JR中央本線「酒折駅」から徒歩2分（200m）、JR身延線「善光寺駅」から徒歩12分（1.4km）のところにある。ここには、校舎敷地、体育館敷地、学生休息施設等があり、校地は山梨学院大学及び同短期大学と全て共用である。

校舎敷地の面積は67,000㎡である。平成22年度に予定されている大学収容定員3,460人に対する基準面積（34,600㎡）、短期大学収容定員550人に対する基準面積（5,500㎡）であり、合計（40,100㎡）で基準を上回っている。新たに校舎敷地面積を増やす予定はない。

体育館は鉄筋・鉄骨コンクリート造3階建てで面積は（4,264㎡）でキャンパス内にあり、運動場は、総面積が（113,632㎡）であり、キャンパスに隣接して位置している。こうした既存の体育館・運動場を利用することで、十分に授業を行うことが可能である。

学生の主たる休息施設としては、キャンパスショップ、キャンパスセンターなどがあり、

屋外の休息施設とともに、十分なスペースと機能的で清潔な休息環境を整備している。

(2) 校舎等施設の整備計画 (8. 校舎の各部屋の用途、構造及び面積参照)

本学科は短期大学栄養士養成課程の定員 150 人のうち、40 人を 4 年制に移行する中で教育を実施するものである。すでに短期大学には、学生 50 人を 1 クラスとして 3 クラス編成で教育するための施設・設備が設置されている。さらに、本学科では今回の大学健康栄養学部の新設に伴い施設の拡充を行い、管理栄養士学校指定規則 (表 5) で必要とされる栄養教育実習室、臨床栄養実習室の整備と、H A C C P に基づいた大量調理衛生管理マニュアルに沿った給食経営管理実習室の改修、及び設備・備品 (表 6) の補充を行う。これらにより、教育環境はいっそう充実したものになると確信できる。

表 5 管理栄養士養成に必要とされる施設

教育上必要な専用の講義室、実験室及び実習室並びに栄養教育実習室、臨床栄養実習室及び給食経営管理実習室 (実習食堂を備えるものに限る。) を有すること。
教育上必要な機械、器具、標本及び模型を有すること。
栄養教育実習室・臨床栄養実習室・給食経営管理実習室は、それぞれ下記に掲げる機械、器具、標本及び模型が教育上必要な数以上備えられていること。

表 6 管理栄養士養成に必要とされる設備・備品と本学部で設置した設備・備品

施設	管理栄養士養成に必要とされる備品	既設分	新規購入予定分
栄養教育実習室	視聴覚機器	50 型プラズマディスプレイ、ビデオカード、スピーカーシステム、VTR/DVD デッキ、プラズマスタンド	
	栄養教育用食品模型	糖尿病 80kcal 食品模型、糖尿病食事献立マグネットシート (1 セット)、そのまんま料理カード手軽な食事編 (6 セット)、そのまんま料理カード幼児食編、そのまんまお弁当カード (4 セット)、そのまんま料理カード食事バランス編、そのまんま食材カード、そのまんま 3 皿バイキングセット (2 セット)	一単位 80 キロカロリー食品模型、減塩食指導用模型、かんたんてばかり栄養法フードモデル
	その他	栄養価計算・献立作成用ソフト (ヘルシーダイエット IV)	生徒用机 16 台、椅子 51 台、教師用机 1 台、ホワイトボード 1 台、Pc テーブル 10 台、Pc 用椅子 10 台、プリンターデスク、キャビネット上段 (ガラス扉) 4 台、キャビネット (スチール両開き) 4 台、キャビネット下段 8 台、キャビネットベース 8 台
臨床栄養実習室	計測用器具	体重計、体成分分析装置	デジタル身長計 1 台、電子体温計 5 台、聴診器 5 台、万歩計 10 台
	検査用器具	血圧計、小型尿化学分析装置	心電計 1 台
	健康増進関連機器	エルゴメーター、体脂肪計	
	エネルギー消費の測定機器	メタボアナライザー	

	要介護者等に対する食事介助等の機器及び器具	自助食器、自助食具	
	経腸栄養用具一式、経静脈栄養用具一式、ベッド	ベッド (1 台)	折りたたみベッド 4 台
	栄養評価及び情報処理のためのコンピュータ	コンピュータ・栄養価計算・献立作成用ソフト	
	標本並びに模型	模型 (人体トルソー、心臓モデル、肝臓モデル)	消化系統 1 台、人体解剖模型トルソ 頭部付 1 台
	その他		生徒用机 16 台、椅子 51 台、教師用机 1 台、ホワイトボード 1 台、パーテーション (アコーディオン式) 3 台、キャビネット上段 (ガラス扉) 6 台、キャビネット下段 6 台、キャビネットベース 6 台、プリンターデスク 2 台
給食経営管理実習室* (給食経営管理更衣室・実習食堂を含む)	品質管理測定機器	表面温度計、中心温度計、糖度計、塩分計	金属探知機**
	作業管理測定機器	温湿度計	粉塵計 (パーティクルカウンター) 1 台**、風速計 1 台**、手洗いチェッカー 1 台**、上記用洗剤 1 包**、上記用ローション 1 包**、フリッカー試験機 1 台**、ATP 測定器 1 台**、上記用消耗品ルシパックワイド 1 包**
	冷温配膳設備	コールドテーブル、ウォーマーテーブル	冷温蔵配膳車**
	その他		大量調理機器等**

* 食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた給食の実習を行うための施設 ** 資料 16 参照

(これらは、7～9月の夏期休業中に全面改修工事を実施する予定である。)

その他、以下の施設・設備が設置されている。

① 講義室：37室を専用、2室を短期大学と共用とする。

② 実習室：表 6 に示した 3 実習室以外に、2 実習室 (調理実習室、食品加工実習室) を設置しており、いずれも短期大学と共用とする。

③ 実験室：設置している 2 室とも短期大学と共用とし、各実験 (解剖生理学実験、生化学実験、食品学実験、食品衛生学実験、基礎栄養学実験) に以下の備品を揃えた。

共用機器類 (純水製造装置、定温機、電気恒温機、遠心分離機、ロータリーエバポレーター、pH メータ、インキュベーター)

共用精密機器類 (分光光度計、蛍光光度計、化学天秤、直示天秤、高速液体クロマトグラフ、顕微鏡、電気炉、窒素定量装置、脂肪計、解剖器具、ガラス器具類)

実験準備室は 3 室設置しており、分析室、薬品保管庫、共同実験室としても使用する。

④ 更衣室：給食経営管理更衣室とは別に、調理実習室に近接した位置に更衣室を設置し、白衣・包丁等が個人で管理できるようロッカーを設置した。

⑤ 演習室：実習室が授業等で使用されている時に自主的な演習が行えるよう、20 人程度が使用可能な演習室を設けた。

⑥ **研究室**：専任教員1人当たり1室とし、学生指導、研究、管理運営上円滑な業務が遂行できるよう、適切な広さを確保した。

⑦ **助手室**：2室設け、助手相互や教員との連携、学外実習等に関わる学生への連絡が円滑に行われるよう配慮した。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

① 図書等の整備について

総合図書館では、健康栄養学部管理栄養学科関連図書は短期大学食物栄養科開設、さらに同専攻科（4年制栄養士養成課程）設置に伴い、表7のとおり整備しており、合計冊数として十分といえる。

表7 図書の種類及び数

種類	専用共用の別	数
一般共通図書	新学部と既存学部・短大の共用図書	106,398冊
健康栄養学部管理栄養学科関連の図書	新学部と短大食物栄養科の共用図書	15,904冊（うち外国書686冊）
現在継続中の学術雑誌	新学部共用図書	24種（資料17 雑誌一覧）
視聴覚資料	新学部共用図書	9,496点
医学関連図書	一般共通図書	4,881冊（うち外国書349冊）
医学関連学術雑誌	一般共通図書	38冊（うち外国書18冊）
法学部、現代ビジネス学部、経営情報学部、短大保育科の専用図書	既存学部・短大専用図書	293,477冊（うち外国書61,306冊）
共用雑誌		2,752タイトル（うち外国誌34）

その他、法学部、現代ビジネス学部、経営情報学部、短大保育科の共用図書は293,477冊（うち外国書61,306冊）、同様に雑誌2,752タイトル（うち外国誌34）を共用で所蔵している。

今後は、学科内で図書委員会を中心に協議しながら、常に各分野の新しい関連図書・雑誌の購入を計画し、学生・教員の学習・教育研究環境を整えていく。

② デジタルデータベース、電子ジャーナルなどの整備について

デジタルデータベースなど検索手法については、資料検索システムOPACを整備し、オンラインタイムな検索を実現している。その他データベースは、山梨県内大学自動横断検索システム、国立国会図書館NDL-OPAC、国立情報研究所NACSIS Webcat、NACSIS Webcat Plus、The British Library Public Catalogue、Library of Congress Online Catalog（米国）等がある。論文・記事の検索としては雑誌記事索引、CiNii:NII論文情報ナビゲータ、GeNii学術コンテンツ・ポータルサイト、MAGAZINEPLUS、EBSCOhost、J-STAGEがある。新聞記事の検索に関しては、朝日、日経、読売、毎日、山梨日日新聞、New York Times等がある。これらのデータベースの整備により論文作成、研究活動の支援を行っている。

健康栄養学部管理栄養学科関連の電子ジャーナルデータベースでは、EBSCOhost、LexisNexis at Lexis.com、Cinii、日系BP記事検索などとの契約から、多くの学術雑誌が閲覧可能となっており、山梨学院電子ジャーナルA-Zとして現在20,967タイトルある。

今後も教員、学生のニーズをもとに資料の整備を進める。

③ 閲覧室、閲覧席数

総合図書館の閲覧室の座席数は合計524席であり、現在の学生・教職員数からみて十分確保されている。また、最新のインターネット機器・視聴覚機器を備えた情報図書館 (Seeds) には170席を併せもつ。

VIII 入学者選抜の概要

(1) 受け入れたい人物像

① 明確な目標をもち常に向上心をもって学問に取り組む人物

専門職として自立するための明確な目標をもち、向上心をもって意欲的に学習を進めていく人物を求める。特に、管理栄養士養成にかかわる専門科目だけでなく、地域や現場での課題を知り、その解決のために自ら創造的に行動できる資質を有していることが必要である。

② 専門を支える理数系を中心とした基礎学力を有している人物

専門科目全体を通じて、理数系の基礎学力が必要となってくる。そのため、高校までの当該教科の成績が一定以上あることが求められる。

(2) 選抜方法

上記を踏まえ、入学選抜については表 8 の通り実施する予定である。この内、受け入れたい人物像の中の①については、主に推薦入試、編入学試験において出願書類、面接（推薦入試では小論文実施）を通じて判定する。②については、主に一般入試、センター入試、スカラシップ入試（授業料全額もしくは半額減免）において、理数系の教科を必須とすることで判定する。編入学試験では、専門基礎試験を実施して、健康栄養学部管理栄養学科の1年生・2年生の教育課程で求められる管理栄養士の養成における専門基礎の学力を確認する。この試験の出題範囲は、短期大学の栄養士の養成課程で求められる専門教育の内容となっている。なお、健康栄養学部においては、社会人入試は実施しない。

表 8 入学者選抜の内容（予定）

区分	定員	試験科目及び判定方法
1) 推薦入試	20	出願資格 ・2010年3月高等学校卒業見込みの者 ・高等学校長からの推薦が受けられる者 ・3ヶ年の学習成績概評が全体の評定平均値 3.2 以上の者 ・勉学意欲が旺盛である者 判定方法 ・出願書類の審査 ・小論文 ・個人面接による総合判定

2) 一般試験 A 方式	10	<p>選択教科 2 科目 以下の 2 科目から 1 科目選択 国語「国語総合」(古文、漢文を除く) 外国語『「英語 I」「英語 II」』(リーディング、ライティングを含む) 以下の 3 科目から 1 科目選択 数学『「数学 I」「数学 A (場合の数と確率)」』 理科「化学 I」「生物 I」</p>
3) 一般試験 B 方式	5	<p>選択教科・以下の 9 科目から 2 科目選択。ただし、『「数学 I」「数学 A (場合の数と確率)」』「化学 I」「生物 I」のいずれか 1 科目以上を必ず選択すること。 国語「国語総合」(古文、漢文を除く) 地歴・公民「世界史 B」「日本史 B」「現代社会」「政治・経済」 数学『「数学 I」「数学 A (場合の数と確率)」』 外国語『「英語 I」「英語 II」』(リーディング、ライティングを含む) 理科「化学 I」「生物 I」</p>
4) センター入試 (I 期、II 期、III 期)	5	<ul style="list-style-type: none"> ●センター方式 I 期 (配点：各 100 点、合計 300 点満点) ●センター方式 III 期 (配点：各 100 点、合計 300 点満点) <ul style="list-style-type: none"> ・「数学 I」「化学 I」「生物 I」のいずれか 1 科目以上を必ず選択。 ・上記を含めた高得点の 2 教科 3 科目または 3 教科 3 科目を合否判定に使用。 ・国語については、200 点満点のうち近代以降と古典をそれぞれ 100 点に分けて評価する。 ・外国語で「英語」を受験した場合、「英語」80 点、「リスニングテスト」20 点に換算してそれぞれを合否判定に使用。 ●センター方式 II 期 (配点：各 100 点、合計 200 点満点) <ul style="list-style-type: none"> ・「数学 I」「化学 I」「生物 I」のいずれか 1 科目以上を必ず選択。 ・上記を含めた高得点の 2 教科 2 科目を合否判定に使用。 ・3 科目以上受験した場合は、高得点の 2 教科 2 科目を合否判定に使用。ただし、数学及び理科について 2 科目以上を受験した場合は、高得点の科目を使用。 ・国語については、200 点満点のうち近代以降と古典をそれぞれ 100 点に分けて評価する。 ・外国語で「英語」を受験した場合、「英語」80 点、「リスニングテスト」20 点に換算してそれぞれを合否判定に使用。
5) スカラシップ入試 (センター入試利用) (前期・後期)	若干名	<p>(合計：400 点満点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語 (200 点) を必須とする。 ・「数学 I」「化学 I」「生物 I」のいずれか 1 科目以上を必ず選択する (100 点)。 ・上記を含めた高得点の 2 教科 3 科目または 3 教科 3 科目を合否判定に使用。 ・外国語で「英語」を受験した場合、「英語」100 点、「リスニングテスト」40 点に換算してそれぞれを合否判定に使用。
6) 編入学試験	10	<p>出願書類 (成績証明書等) と、専門基礎試験及び面接によって総合的に評価する。</p>

IX 資格取得関連事項

(1) 取得可能な資格一覧

健康栄養学部管理栄養学科において取得可能な資格は表 9 の通りである。

表9 健康栄養学部管理栄養学科における取得可能な資格

名称	種別	備考
管理栄養士国家試験受験資格	国家資格	所定の科目を修めた上で卒業時に受験資格が与えられる。卒業年度の3月に行われる国家試験に臨み合格することが条件となる。
栄養士資格	国家資格	所定の科目を修めた上で卒業と同時に与えられる。
栄養教諭一種免許状	国家資格	教職に関わる所定の単位を修得した上で、管理栄養士養成課程を卒業することが基礎資格となる。

(2) 実習の具体的計画

① 実習の計画

管理栄養士養成に必要な臨地実習については表10のとおり計画している。

表10 管理栄養士養成に必要な臨地実習

科目名称	関連教科	開講期	単位数	実習期間	実施時期
校外実習	「給食の運営」	2年後期	1	1週間(5日間)	2年次春休み期間
臨地実習Ⅰ	「公衆栄養学」	3年後期	1	1週間(5日間)	3年次10～11月
臨地実習Ⅱ	「給食経営管理論」	3年後期	1	1週間(5日間)	3年次春休み期間
臨地実習Ⅲ	「臨床栄養学」	3年後期	1	1週間(5日間)	3年次春休み期間

② 実習の目標・目的と実習施設の確保の状況

各実習の目標・目的と実習施設の確保の状況は以下の通りである。山梨学院短期大学食物栄養科は、県内唯一の栄養士養成校として、創立以来60余年にわたって、地域の実習施設との連携を構築してきた。その成果をもとに、実習先には管理栄養士としての職務内容が明確で、遂行能力の高い指導者(管理栄養士免許取得者)を有する施設を確保し、学校、施設双方の教育力の強化を図るものとする。実習施設については、すでに実習生受け入れの承諾を得ている(資料18 学外実習受け入れ予定施設一覧)。

1) 校外実習(給食の運営)

a. 実習目標

●教育目標

給食業務を行うために必要な、食事の計画や調理を含めた給食サービス提供に関する技術を修得する。

●教育目的

- ・ 集団給食における調理技術の修得
- ・ 給食計画立案能力の修得
- ・ 給食実務に関する処理能力の修得(コンピューターによる給食情報管理を含む)

b.実習施設

すでに実習生受け入れの承諾を得ている施設は、表 11 に示す施設である。

表 11 校外実習（給食の運営）実習生受け入れ予定施設

施設 種類	施設名	住所	配置人数	
			週当たり	累積人数
給食施設	山梨学院大学附属幼稚園・小学校	甲府市酒折 2-8-1	6人	6人
			6人	12人
			6人	18人
			6人	24人
			6人	30人
			6人	36人
			6人	42人

2) 臨地実習 I（公衆栄養学）

a.実習目標

●教育目標

地域や職域等における保健・医療・福祉・介護システムの栄養関連サービスに関するプログラムの作成・実施・評価を総合的にマネジメントする能力を養う。

●教育目的

- ・地域や職域等の健康・栄養問題とそれを取り巻く自然、社会、経済、文化的要因に関する情報を収集・分析し、それらを総合的に評価・判定する能力を養う。
- ・保健・医療・福祉・介護システムの中で、栄養上のハイリスク集団の特性とともにあらゆる健康・栄養状態のものに対し適切な栄養関連サービスを提供するプログラムの作成・実施・評価の総合的なマネジメントに必要な理論と方法を修得する。
- ・各種サービスやプログラムの調整、人的資源など社会的資源の活用、栄養情報の管理、コミュニケーションの管理などの仕組みについて理解する。

b.実習施設

すでに実習生受け入れの承諾を得ている施設は、表 12 の保健所 4 施設、保健所支所 1 施設、市町村保健センター等 5 施設である。

表 12 臨地実習 I（公衆栄養学）実習生受け入れ予定施設

施設 種類	施設名	住所	配置人数	累積 人数
保健所	中北保健福祉事務所（中北保健所）	甲府市大田町 9-1	5人/週	25人
	中北保健福祉事務所峡北支所（中北保健所峡北支所）	韮崎市本町 4-2-4		
	峡東保健福祉事務所（峡東保健所）	山梨市下井尻 126-1		
	峡南保健福祉事務所（峡南保健所）	南巨摩郡鯉沢町 771-2		
	富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）	富士吉田市上吉田 1-2-5		
保健センター等	甲府市保健センター	甲府市幸町 15-6	5人/週	30人
	塩山保健福祉センター	甲州市塩山上於曾 977-5	5人/週	35人
	富士北麓総合医療センター	富士吉田市緑ヶ丘 2-7-21	5人/週	40人
	石和保健福祉センター	笛吹市石和町市部 800	5人/週	45人
	高根保健センター	北杜市高根町箕輪新町 50	5人/週	50人

3) 臨地実習Ⅱ（給食経営管理論）

a.実習目標

●教育目標

給食運営や関連の資源を総合的に判断し、栄養面、安全面、経済面全般のマネジメントを行う能力を養う。

●教育目的

- ・給食運営や関連資源（食品流通や食品開発の状況、給食に関わる組織や経費等）を総合的に判断し、栄養面、安全面、経済面全般のマネジメントを行う能力を養う。
- ・マーケティングの原理や応用を理解するとともに、組織管理などのマネジメントの基本的な考え方や方法を修得する。

b.実習施設

すでに実習生受け入れの承諾を得ている施設は、表 13 の事業所 2 施設、病院 4 施設、高齢者施設 4 施設である。

表 13 臨地実習Ⅱ（給食経営管理論）実習生受け入れ予定施設

施設種類	施設名	住所	配置人数		累積人数
			週当たり・サイクル	小計	
事業所	(株) NEC ライベックス NEC コンピューターテクノ食堂	甲府市大津町 1088-3	4 人/週・2 サイクル	8 人	8 人
	(株) 日京クリエイト 甲信営業部	甲斐市西八幡 4617	4 人/週・2 サイクル	8 人	16 人
病院	石和温泉病院	笛吹市石和町八田 330-5	4 人/週・2 サイクル	8 人	24 人
	城東病院	甲府市城東 4-13-15	4 人/週・1 サイクル	4 人	28 人
	山梨病院	甲府市朝日 3-8-31	4 人/週・2 サイクル	8 人	36 人
	塩山市民病院	甲州市塩山西広門田 433-1	3 人/週・1 サイクル	3 人	39 人
高齢者施設	山梨檜の会 ゆめみどり	甲斐市玉川 1700-1	3 人/週・1 サイクル	3 人	42 人
	山梨ライフケアホーム	甲斐市竜王新町 2218	3 人/週・1 サイクル	3 人	45 人
	老人福祉施設コスモ	甲府市下向山町 1280-1	3 人/週・1 サイクル	3 人	48 人
	特別養護老人ホーム清栄なでしこ荘	甲府市横根町 554	2 人/週・2 サイクル	4 人	52 人

4) 臨地実習Ⅲ（臨床栄養学）

a.実習目標

●教育目標

傷病者の病態や栄養状態の特徴に基づいた適正な栄養管理を行う。

●教育目的

- ・栄養アセスメントに基づいた栄養ケアプランの作成、実施、評価に関する総合的なマネジメントの考え方を理解する。
- ・栄養状態の評価・判定・栄養補給・栄養教育・食品と医薬品の相互作用について修得する。
- ・医療・介護制度やチーム医療における管理栄養士の役割について理解する。

b.実習施設

すでに実習生受け入れの承諾を得ている施設は、表 14 の病院 6 施設、介護老人保健施設 1 施設である。

表 14 臨地実習Ⅲ（臨床栄養学）実習生受け入れ予定施設

施設 種類	施設名	住所	配置人数		累積人数
			週当たり・サイクル	小計	
病院	山梨大学医学部附属病院	中央市下河東 1110	5人/週・2サイクル	10人	10人
	山梨県立病院	甲府市富士見 1-1-1	3人/週・2サイクル	6人	16人
	市立甲府病院	甲府市増坪町 360	2人/週・2サイクル	4人	20人
	山梨甲陽病院	北杜市長坂町大八田 3954	3人/週・2サイクル	6人	26人
	社会保険鵜沢病院	南巨摩郡鵜沢町 340-1	4人/週・2サイクル	8人	34人
	甲府共立病院	甲府市宝 1-9-1	3人/週・3サイクル	9人	43人
介護老人 保健施設	相川ケアセンター	甲府市塚原町 359	4人/週・2サイクル	8人	51人

（3）実習中の事故等への対応と情報管理

① 学生の事故等への対応と感染予防対策

実習中の事故・怪我等については学生教育研究災害傷害保険で、器物破損については施設賠償責任保険で補償することとし、そのことを実習施設側と実習生に周知しておく。

感染予防対策では、校外実習・臨地実習施設には特定多数人の食事を提供する事業所、病院、社会福祉施設等と保健所、保健センター等があり、給食施設では安全な食事を提供するため、給食従事者に腸内細菌検査を義務付けている。本学では腸内細菌検査として、赤痢菌、腸管出血性大腸菌 O-157、サルモネラ属菌の検査を学生に義務付け、検査結果の証明書を実習施設に提出する。また、入学時に実施している健康診断の結果に基づいて、実習時の健康診断書も提出を求められた場合に備えて準備させる。さらに、これら施設における実習では多数の人々と接触することが考えられることから、実習生がウイルス性疾患の感染源とならないよう事前に対応することとする。特に麻疹については入学時のガイダンスで予防接種の有無について確認を行い、受けていない者には1学年の間に抗体検査を実施し、検査結果により抗体のない場合や抗体が不十分な場合には、ワクチンの接種を受けるように指導する。なお、他のウイルス性疾患については、実習施設側の指導により対応する。

② 個人情報保護

「個人情報の保護に関する法律」に基づいて、実習施設で知り得た個人情報を守秘する義務を実習記録に明記するとともに、事前指導を行う。また、学生自身の個人情報である実習生個人票（実習先へ提出）については、学生の住所欄の番地は未記入とし、終了後に本人が持ち帰る等の取扱い上の配慮を、実習施設指導者に依頼する。

（4）実習水準確保の方策（事前・事後における指導計画と実習先との連携体制）

実習において充実した教育内容を確保するため、養成施設と実習施設双方が実習の教育目

標、教育目的を共有し、連携して指導に当たっていく。

① 養成施設における実習指導と学内指導体制

学生が明確な目的意識を持って実習に臨めるよう「総合演習Ⅰ」を中心に事前指導のカリキュラムを強化する。その一つとして、管理栄養士業務の理解を深めるため、各施設の管理栄養士による管理栄養士の役割、給食の状況、栄養教育についての学習会を行う。また、実習が見学や体験に終始するものではなく、自ら課題を見出し、解決するための検討や提案ができることをねらいとしていることを理解させる。事後指導では実習報告会と授業評価・自己評価を行い、他の実習施設の状況把握や各自の専門職への意識を高める機会とする。実習報告会は、下級生も出席し、次年度の実習の事前学習に位置づける。学内指導体制では、実習関係の教員が協力して学生指導にあたるための学外実習委員会（後掲）を作り、実習目標・目的、実習内容、評価等の現状把握と改善を図る。

② 実習施設との連携

実習施設における指導者（管理栄養士）の指導内容、指導体制、学内での事前事後指導、さらに教育課程全体の改善を目的として、実習ごとに実習施設指導者（管理栄養士）と大学の学外実習委員会との臨地実習連絡協議会を設ける。連絡協議会では、実習の教育目標・教育目的の確認、実習内容・評価の調整、学生の実習状況等について話し合いを行う。

(5) 臨地実習の教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

① 実習担当教員

臨地実習は、関連する教科（給食の運営、公衆栄養学、給食経営管理論、臨床栄養学）を専門とする教員が担当する。また、きめ細かい指導を行うため、教科ごとに助手（管理栄養士3人）を配置する。

② 学内指導体制

実習を円滑で効果的に行うため、学外実習委員会を設置し、指導に当たる。委員会の構成員は、①の実習担当教員と助手（管理栄養士3人）とする。問題が生じた場合は、学科長と委員会構成員で対応し、学科会議に報告する。また、学外実習委員会は、臨地実習連絡協議会で検討された事項等も学科会議に定期的に報告し、臨地実習の状況理解や専門教育の改善に繋げていく。

③ 訪問指導

実習中の訪問指導は、学外実習委員会構成員により学生が実習している期間に行う。同じ実習施設であっても学生の実習時期が異なる場合には、それぞれの週に訪問して各学生に直接指導ができるようにする。訪問指導の際には、学生に対して健康状態、実習への取組状況、実習記録記入状況等の確認を行う。また、実習施設管理栄養士に対しては、実習目的・目標の到達状況や学生の実習状況等を確認し、改善課題等について話し合う機会とする。

(6) 実習施設における指導者（管理栄養士）の配置及び実習施設の決定と依頼手続き

給食の運営は、本学の附属幼稚園・附属小学校の特定給食施設で、管理栄養士の指導の

もとに行う。現在実習生受け入れを承諾している臨地実習施設は、管理栄養士養成に規定されている諸条件（管理栄養士の配置等）を満たしているが、実習前に指導者（管理栄養士）の配置を再度確認した後、正式な依頼を行う。具体的な依頼手続きは、実習施設の栄養部門の責任者に実習の目的、実習内容の要望、実習生数、実習期間等を伝えて承諾を得た後、施設長宛に文書による依頼状を送付し、承諾書の返送により決定する。

（7）成績評価体制及び単位認定方法

① 臨地実習施設での成績評価

臨地実習の成績評価については、学外実習連絡協議会において評価の根拠となる項目等について詳細な協議を行い、実習学生の評価票への記載を依頼する。評価は実習施設の指導者による不均衡が想定されるが、連絡協議会を重ねることで施設間の公平性を図ることとする。

② 担当教員による成績評価及び単位認定

成績評価及び単位認定は、当該科目担当教員が実習施設指導者による評価、学内における提出物（実習記録、レポート、実習生個人票等）、事前・事後指導の出席状況を総合的に勘案して行う。

X 編入学の具体的計画

健康栄養学部管理栄養学科への3年次編入学生の定員は10人とする。その理由は、管理栄養士国家試験合格を目指して山梨学院短期大学から同大学専攻科食物栄養専攻へ進学した者が、平成19年度7人、平成20年度14人であったこと、また、山梨学院短期大学を卒業後、一度就職してから再度専攻科に入学した者や、他県の管理栄養士養成校へ編入した者等の状況を勘案したことによる。なお、編入学の際には栄養士資格取得を基礎資格とし、2年制、または4年制の栄養士養成校で学習した教育内容を考慮して、編入後の学習に支障が生じないよう配慮する。

（1）既修得単位の認定方法

既修得単位の認定は、本学部内に設置されたカリキュラム委員が科目間の読み替え案を作成し、教授会で審議し決定する。専門科目のうち栄養士法に規定された科目は、短期大学で栄養士必修となっており、すでに履修してきていることから、既修得単位認定では、本学科の教育課程と厚生労働省の栄養士指定規則に定められた科目とを対比しながら認定を行うこととする（資料19 既修得単位の読み替えモデル）。総合基礎教育科目、外国語教育科目について、科目名称が一致しない場合には、シラバスをもとに教育内容を照らし合わせて個別に認定を行い、専門科目と合わせて60単位を既修得単位の上限として認定する（資料20 編入学後の履修モデル）。

(2) 履修指導と教育上の配慮

編入後の履修方法については、事前に栄養士資格取得者の編入を前提とした無理のない学年別授業実施計画を作成し、それに即して指導を行う。専門科目の履修については、教科目の特性と学習の順序性を考慮するとともに、各期の開講科目の単位数、時間割上のコマ数等も含めて、総合的に判断する。学科のカリキュラム委員は、教授会において認定された単位と編入後の取得必要単位、必修・選択教科等について説明し、必要に応じて個別指導を行う。また、履修及び生活指導を目的に設置された学年ごとのアドバイザーによる相談の時間を確保し、対応する。

X I 管理運営

(1) 教学面における管理運営体制

① 全体概要

教学の管理運営機構は、学長、学部長、学科長、教員（教授、准教授、講師、助教及び客員教授並びに非常勤講師）、職員（事務長、事務員、教務助手、雇員）からなり、教学に関する管理運営は、教授会、大学院委員会及び研究科委員会を中心に各種委員会で行っている（図3 管理運営体制参照）。

教学面に関わる管理運営体制のうち、本学全体の調整や本学の使命・目的との整合性の確認、あるいは全学規模に亘る事項については、全学合同教授会で審議・決定される。

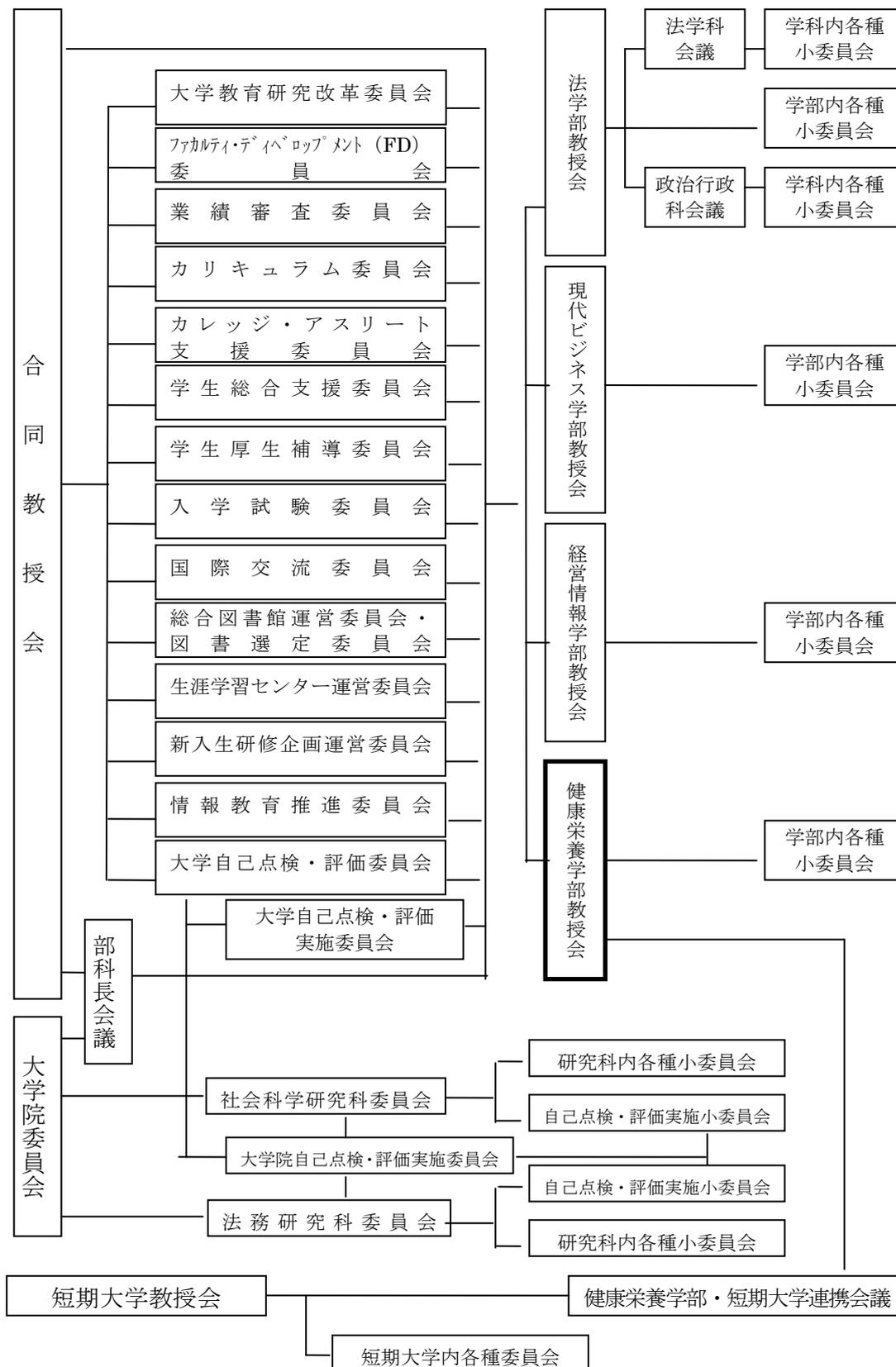
各学部における教学に関わる学内意思決定機関は、各学部教授会である。緊急の案件がある場合には臨時の教授会も開催される。なお、2学科を有する法学部に関しては、学部教授会の下に各学科会議が設置されており、学部教授会終了後に各学科会議が開催される。

全学合同教授会が開催される1週間前には、学長、各大学院研究科長、各学部長・学科長から構成される部科長会議が開かれ、学内各学部・各所属から持ち寄せられた課題を検討・調整し、全学合同教授会の審議事項を決定している。また、部科長会議で話し合われた大学の基本方針や検討事項は、学部長・学科長や大学院研究科長を通じて、各学部学科の教授会や大学院の各研究科委員会に伝えられ、審議検討されている。

以上のように、本学の教学の方針は合同教授会において審議決定され、全教員への周知が図られているが、教学の具体的内容については各学部教授会が主体的に意思決定を行っており、主体性と独自性を担保している。健康栄養学部についても同様に、教学についての基本方針は同学部の教授会が主体的な意思決定を行うことになる。

また、教育計画・研究計画を策定する上で必要となる調査・調整の実務については、合同教授会の審議を経て学長より委嘱を受けた各学部を代表する委員によって構成された大学横断的な各種委員会が担い、委員会の策定した具体的な提案が各学部教授会で審議・調整され、最終的に合同教授会で議決される。

図3 教学面の管理運営体制（平成22年度以降）



上記の大学横断的各種委員会としては、大学自己点検・評価委員会、大学自己点検・評価実施委員会、大学教育研究改革委員会、ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会、業績審査委員会、カリキュラム委員会、新入生研修企画運営委員会、カレッジ・アスリート支援委員会、学生総合支援委員会、学生厚生補導委員会、入学試験委員会、国際交流委員会、総合図書館運営委員会・図書選定委員会、生涯学習センター運営委員会、情報教育推進委員会がある。健康栄養学部についても、これらの大学横断的各種委員会と連携をとりながら、その教学及びその他の関連する事項を決定していく予定である。

② 会議の開催時期と頻度

各会議は、重複をできるだけ避けるために、開催日を原則として次のように決めており、平成22年度以降もこの枠組みを踏襲する予定である。なおこの他に、必要に応じて臨時に会議が開催される場合もある。

第1週水曜日……各学部教授会、各学科会議

第2週水曜日……部科長会議、法務研究科委員会、各種会議

第3週水曜日……全学合同教授会、社会科学研究科委員会、臨時学部教授会

第4週水曜日……各種委員会

(2) 教授会

合同教授会及び学部教授会については、『山梨学院大学学則』及び『山梨学院大学教授会規定』により、定められている。

合同教授会は、上記にもあるように全学にまたがる最高意思決定機関であり、すべての学部の教授、准教授、講師、助教をもって組織される。学長がこれを招集し、その議長となるが、全学に関する事項につき、各教授会から議案を示して合同教授会開催の要求があれば、学長はすみやかにこれを招集しなければならないこととされている。審議内容は、全学にまたがる事項であり、具体的には①学生の教育に関する重要事項、②名誉教授の推薦に関する事項、③各種委員会に関する事項、④各学部、その他の機関の連絡調整に関する事項、⑤国際交流の推進に関する事項、⑥諸規程の制定及び改廃に関する事項、学長から諮問された事項、⑦その他全学に関する重要事項となっている。合同教授会は上記にもあるように、原則として月の第三水曜日に開催され、平成 19(2007)年度は臨時合同教授会を含め 15 回開催された。健康栄養学部管理栄養学科の開設予定である平成 22 年以降の合同教授会も同様の回数が実施される予定である。

学部教授会は、学部の最高意思決定機関であり、学部の専任の教授、准教授、講師、助教をもって組織される。学部長が学部教授会を招集し、議長となる。審議事項は、①学生の入学、進級、編入学、再入学、転部、転科、転学、退学、休学、復学、除籍、卒業に関する事項、②教育課程に関する事項、③単位修得及び認定に関する事項、④教育及び研究の改善に関する事項、⑤学生の指導及び賞罰に関する事項、⑥学部内の教員人事に関する事項、⑦その他教育上必要な事項、となっている。この内、⑥に関する事項を審議する際

は、原則として教授のみで構成された教授会を開催する。学部教授会（及び学科会議）は、平成19(2007)年度17回開催された。健康栄養学部管理栄養学科の開設予定である平成22年以降の教授会も同様の回数が実施される予定である。

なお、健康栄養学部と短期大学食物栄養科は、管理栄養士養成と栄養士養成に関する科目を中心に共通している部分が多く、兼任者の適切な配置や共同で使用する実験室や調理室の調整など緊密な連携が必要とされる。教学的な面の連携を図り、相互の専門教育を充実させる目的で、健康栄養学部・短期大学連携会議を設置する。この連携会議は、健康栄養学部の学部教授会と短期大学教授会を繋ぐ役割を担うこととなる。

(3) 法人の管理運営体制

① 理事会

理事会は、本法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督する意思決定機関として位置づけられている。理事会は、定数7人（常勤3人、非常勤4人）で構成されており、常勤理事は、理事長（学長）の他、山梨学院短期大学学長、法人本部事務局長が就任している。理事長は、理事会に法人本部長、秘書室長、総務課長、会計課長等の役職者を陪席させ、関連議案の説明の機会を設けて理事会の機能を十分に発揮させるよう配慮している。平成19(2007)年度は5回開催されており、臨時の理事会については必要がある場合に開催することとしている。理事会での決定事項は、学長から研究科委員会、教授会の構成員へ、また、職員には、法人本部事務局長から行政職代表者協議会を通じて周知を図っている。

② 評議員会

評議員会は、『学校法人山梨学院寄付行為』に基づき、理事長が諮問する管理運営事項について意見を述べる法人の諮問機関である。定数は15人（大学長、法人職員4人、学識経験者8人、本学卒業者2人）で構成されている。また、理事長は、評議員会にも、法人本部長、秘書室長、総務課長、会計課長等の役職者を陪席させ、関連議案の説明の機会を設けており、その機能の充実を図っている。評議員会は理事長によって招集される。理事長があらかじめ意見を聞かなければならない事項として、①予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、②事業計画、③予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、④寄附行為の変更、⑤合併、⑥目的たる事業の成功の不能による解散、⑦寄附金品の募集に関する事項、⑧その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの、を定めている。

XII 自己点検・評価

本学では、教育活動の改善及び質の向上を図ることを目的として、学則に自己点検・評価活動を位置づけている。

本学の自己点検・評価の取組みは、平成5(1993)年に「山梨学院大学自己点検・評価規程」を制定し、大学自己評価運営委員会（委員長は学長）を設置したところに始まる

平成16(2004)年度には、改正された学校教育法の趣旨を踏まえて、大学自己評価運営委員会を大学自己点検・評価運営委員会（委員長は学長）と改称し、13の個別実施委員会を設置した。同委員会のもとで、平成17(2005)年度の教育活動を対象とした自己点検・評価報告書（『平成17年度山梨学院大学自己点検・評価報告書』平成18(2006)年12月）を作成した。さらに、平成18(2006)年4月に、認証評価制度に対応する組織体制の見直しを行い、自己点検評価運営委員会を自己点検・評価委員会に改称するとともに、自己点検・評価及び認証評価に伴う事業を円滑に行うための機関として、自己点検・評価実施委員会を設置した。

以降毎年度、この自己点検・評価体制のもとで、各学部・学科、各研究科、各事務組織に属する自己点検・評価実施委員が中心となり、個別実施委員会を開催し、自己点検を実施してきている。各部署で、自己点検・評価報告書を作成し、それぞれの組織の自己点検・自己評価を行うとともに、それらを取りまとめる形で年度ごとに『山梨学院大学自己評価報告書』を作成している。健康栄養学部についても、この自己点検・評価体制のもとで、自己点検・評価を実施していく予定である。

本学の自己点検・評価の評価項目は、財団法人日本高等教育評価機構の『大学機関別認証評価 受理の手びき』に従い、①建学の精神・大学の基本的理念及び使命・目的、②教育研究組織、③教育課程、④学生、⑤教員、⑥職員、⑦管理運営、⑧財務、⑨教育研究環境、⑩社会連携、⑪社会的責務の大項目とそれに関連する小項目を採用している。

この報告書は、簡易製本した冊子と電子媒体（CD-ROM）で各部署に配布し周知を図っており、同時に学内イントラネットを整備して、同様の情報を全教職員がダウンロードして閲覧できる環境を整えた。研究教育活動、管理運営に役立てることはもとより、本学の自己点検評価活動における意識を共有している。

XIII 情報提供

（1）情報提供の実施体制

本学の情報提供の体制は、法人本部の統括のもと、学園広報・広告及び報道機関等との連絡調整を担当する「広報室」、ホームページの作成・運用・管理を担当する「メディア戦略室」、入試広報誌の制作を担当する「入試センター」の三つの部署が中心となり、連携しながらその役割を担っている。また、情報提供に関連する中で、カリキュラム、学部等の研究紀要、事業報告に関する事柄については、担当の部署によって行われている。

（2）情報提供の実施方法

本学では、上記の三つの部署が中心となり、積極的に情報公開を進めている。本学における情報提供の項目ごとに、その名称、提供の実施方法を一覧にしたものが、表 15 である。平成 22 年度の健康栄養学部の開設以降も、こうした情報提供の実施体制を踏襲し、さらな

る教育研究に資する情報の即時性、透明性を高めていく予定である。なお、健康栄養学部
の教育研究成果の公開については、『山梨学院大学健康栄養学研究』としての研究紀要（年
1回）の編集と公開を予定している。

表 15 情報提供の実施方法

項目	名称	提供の実施方法
学部等の理念・目的	『FRESCO』（新入生情報誌） 『学生便覧』 『山梨学院大学シラバス』 『山梨学院大学案内』 「山梨学院大学 PR 用ビデオ」 「教育理念及び本学の目指す大学像」	新入生配布 全学生配布 全学生配布 受験生・一般配布 オープンキャンパス時上映 本学ホームページ公開
カリキュラム	『学生便覧』 『山梨学院大学案内』	全学生配布 受験生・一般配布
シラバス	『山梨学院大学シラバス』	全学生配布
学則等各種規定	『学校法人山梨学院規定集』	冊子・ホームページ公開
専任教員のプロフィール等	「教員紹介」 「研究開発支援総合ディレクトリ」	本学ホームページ公開 ReaD ホームページ
大学の基本的な情報 （定員、学生数、教員 数等）	「学部学科等の入学定員、学生数の状況」（年 度ごと） 『山梨学院報』（年 6 回）	本学ホームページ公開 冊子配布
自己点検報告書	『自己点検報告書』（年度毎）	冊子配布、CD-ROM
事業計画	『山梨学院運営方針』（年度毎）	冊子・本学ホームページ公開
財務状況	『山梨学院事業報告書』（年度毎）	冊子・本学ホームページ公開
事業成果	『山梨学院事業報告書』（年度毎） 『山梨学院報』（年 6 回） 「山梨学院ニュースファイル」 『アルファ』（広報誌） 「山梨学院広報スタジオ」	冊子・本学ホームページ公開 冊子配布 本学ホームページ公開 在学生・卒業生・保護者配布 関連書誌公開
教育研究成果	『山梨学院大学法学論集』 （年 2～3 回 法学部） 『山梨学院大学現代ビジネス研究』 （年 1 回 現代ビジネス学部） 『山梨学院大学経営情報学論集』 （年 1 回 経営情報学部） 『山梨学院大学健康栄養学研究』 （年 1 回予定、健康栄養学部） 『社会科学研究』 （年 1 回 大学院社会科学研究科） 『山梨学院ロージャーナル』 （年 1 回 大学院法務研究科） 『大学改革と生涯学習』 （年 1 回 生涯学習センター） 『山梨学院生涯学習センター研究報告』 （年 1 回 生涯学習センター）	全国の主要大学・研究所配布 （以下同じ）

XIV 教員の資質の維持向上の方策

授業改善、教育改善などのFDへの取組みについては、ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会が中心となって全学的に検討している。ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会は、授業評価アンケートを実施するほか、授業開放による教員相互の情報交換や研修を実施して教育改善方策等が共有できるように工夫してきた。

授業評価アンケートは、年間2回に分けて行われている。アンケートの内容は、大学教育改革委員会で検討され、全学的に合意が得られたものを使用している。また、実施に当たっては手順を共通化し、用紙の回収は職員が行うなど厳正に行われている。集計結果は、大学教育改革委員会を通して、個人データが各教員にフィードバックされ、各教員が自身の授業改善に役立てている。

さらに、FD活動として、授業間での相互連携を深めるための共通テキストの執筆など各学部学科独自の取組みも行われている。健康栄養学部では、学部独自のFDへの取組みとして、授業技術や学生相談援助技術の向上を目指した研修会を年に1～2回実施していく予定である。